

# 業務指示書

## マリ国行政能力強化（ガバナンス・職業訓練・地方給水）のための情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年5月31日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第二課 相川 真道 Aikawa.Masamichi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年6月5日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件————別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(O) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）  
であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行つた者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行つた者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入れの代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(O) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：行政官の能力強化に関する業務

##### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

- (○) 若手加点の対象とする。
- ( ) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／ガバナンス）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：ガバナンス分野に係る業務経験
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語  
（仮語ができることが望ましい。）
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）  
（平和構築分野の業務経験があれば望ましい。）

##### 【業務従事者：担当分野 職業訓練／研修計画運営】

- 1) 類似業務の経験：人的資源開発分野に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語（仮語ができることが望ましい）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者：担当分野 地方給水／研修計画運営】

- 1) 類似業務の経験：給水分野に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語（仏語ができることが望ましい）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年6月9日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。  
( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。  
なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）  
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）  
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの  
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの  
(5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(XOF1 = 0.19 円 , US\$1 = 111.31 円 , EUR1 = 121.45 円)

## 第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プrezentationは実施しません。

- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、  
( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。  
(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 6月14日(水) 17:30 ~ 19:30

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）2F 212会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／ガバナンス  
職業訓練／研修計画運営  
地方給水／研修計画運営

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

17.30 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年6月22日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

**プロポーザル評価表**  
**マリ国行政能力強化（ガバナンス・職業訓練・地方給水）のための情報収集・確認調査**

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／ガバナンス	(24.00)	( 9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	( 9.00)
カ) 類似業務の経験	—	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 職業訓練／研修計画運営	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 地方給水／研修計画運営	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 調査の背景

マリは、サヘル地域7か国と国境を接する地理条件にあり、同国情勢がサヘル地域へ与える社会的・政治的影響は大きく、同国の平和と安定は、サヘル地域の平和と安定により極めて重要である。

同国の産業構造は天候や国際価格の影響を受けやすい農業および鉱業が中心となっており、経済基盤は脆弱である。また国家行政機能も脆弱で、基礎的社会サービスも最低限の需要を満たしておらず、人間開発指数は188カ国中175位(2016, UNDP)と極めて低く、低開発の課題が山積している。

こうした脆弱性を背景に、独立時からの中央政府とトゥアレグ系勢力との対立が表面化し、2012年以降、武装衝突に発展した。その後、内戦状態に陥った国の混乱に乗じてイスラム過激派が台頭し、トゥアレグ系勢力に代わりマリ北部を占領、国家を分断する危機となった。2013年1月には旧宗主国フランスが軍事介入し、北部をイスラム過激派による占領から解放するに至っている。同年7月には国連PKOが展開、8月に大統領選挙、11月には国会議員選挙が平和裡に実施された。

2015年6月に関係者全てが署名した「アルジェ包括的和平協議にかかる和平・和解合意」は、国民和解および北部開発に一定の方向性を示すもので、現在マリの国家再建の羅針盤となっている。この和平合意では、紛争の根本原因の解決を通じて紛争の再発防止を目指すべく、行政、治安、司法、開発を含む多様な分野での構造改革を謳っている。武装衝突が収まり薄氷なるも平和が訪れた今、国民に信頼される行政機関がその本来の役割を果たすこと、「國家の不在」を解消する事は、マリの国家再建及び持続的な平和の確立に向け必要不可欠である。また、マリ政府は、これら課題を解決すべく、「経済再生及び持続的開発のための戦略的枠組み」(CREDD<sup>1</sup>, 2016-2018)を掲げ、国際社会との緊密な連携・調整の下、平和と安定及び経済再生に一丸となって取り組んでいる。

日本政府は、2012年3月のクーデター発生の後、一時的に新規経済協力を停止していたが、2013年10月に経済協力の一部(研修)を再開、2014年3月には経済協力の本格再開を決定し、中断案件のうち可能なものから再開するとともに、2015年7月からはODAアドバイザーを新規に派遣している。しかしながら、首都バマコにおいても、2015年11月にラディソンホテル襲撃事件が発生する等、依然としてマリの治安情勢は不安定であり、2016年12月には外務省によるバマコ市周辺の危険情報がレベル2からレベル3に引き上げられ、マリ国内におけるレベル2の地域はバマコ市内ののみとなった。これに伴い、JICAの渡航措

<sup>1</sup> Cadre Stratégique pour la Relance Economique et le Développement Durable (2016-2018) : 2015年のアルジェ合意を踏まえた国家開発計画文書(PRSP)。1. 平和と安定、2. マクロ経済の安定を前提条件、以下3つを優先課題とする。(1)包括的且つ持続的な経済発展、(2)基礎社会サービスへのアクセス、(3)組織改造及びガバナンス。なお、CREDDが策定されるまで国家の開発戦略と位置づけられていた「政府行動計画(PAG, 2013-2018)」の最優先課題は「信頼できる行政組織の確立」であった。

置に関しても、バマコ市内（バマコ特別区と呼ばれる6区）のみを渡航可能範囲と変更し、関係者のバマコ市内への渡航は必要最小限として事業を実施していく方針とした。

一方で、前述の地政学的重要性を踏まえると、同国が重視する平和的紛争解決手段を含む行政能力の強化に貢献する協力を継続することは、マリにおける持続的な平和及び発展を促し、もってサヘル地域全体の安定化に寄与する極めて重要な貢献となると考えられる。また、これまでのマリ政府との協議の結果、今後、マリにおいては、行政官の能力強化による政策実施能力の向上、地方分権化の実質的推進、そして行政の住民の信頼回復を目的とし、これらに資する人材育成を通じ、行政能力強化を中心とした協力を実施していくという方向性が示された。CREDDにおいても、優先的取り組み事項の一つとして「組織改造」が掲げられており、行政能力強化はこれに貢献するものと位置づけられる。

加えて、これまでのマリ政府との協議及び2017年1月のセネガル事務所からのマリ外務省へのヒアリング結果により、特に支援ニーズが大きいセクターとしては、ガバナンス、職業訓練、地方給水の3分野であることが確認されている。今後は、特にこれらの対象3セクターにおいて、事業関係者の渡航がバマコ市内のみという制約の中でも実施可能且つ効果的な事業計画を策定し、これらに資する協力を実施していくことが求められている。

## 2. 調査の目的

本調査は、マリにおけるガバナンス・職業訓練・地方給水の3セクターの現況及び課題を明らかにし、パイロット事業の実施等を通じ、JICAが実施可能な当該セクターにおける行政能力強化に資する具体的支援策について検討を行うことを目的とする。

## 3. 調査の範囲

本調査は、「2. 調査の目的」を達成するため、「4. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、「5. 調査の内容」に示す調査を行い、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 4. 調査実施上の留意事項

### （1）現地調査期間における安全管理

大規模な武力衝突は収束したものの、依然としてマリ北部及び中部を中心に治安情勢は不安定である。調査実施にあたっては、関係者の安全確保に最大限配慮すること。特に、マリ国内滞在中は、JICAが定める安全対策の手引き及び行動規範を遵守することは当然ながら、安全管理のため必要に応じて出される日本国大使館及びJICAからの指示に従うこと。

### （2）今後のマリ情勢悪化の可能性も考慮した具体的支援策の検討

現在、「アルジェ包括的和平協議にかかる和平・和解合意」において定められた各種事項

について取り組まれている最中にあり、また2018年には大統領選挙が控えていることから、今後、マリ国内の更なる政治的な混乱・情勢の悪化の可能性も考えられる。このため、今後の具体的支援策の検討においては、JICA関係者のマリ国内滞在を必要最小限とし、万一JICA関係者の国外退避等が必要になった場合も実施・継続可能な計画を検討すること。

#### （3）基礎的なセクター情報の収集方法

一般的に公開されている文献資料、学術論文、他国の分析資料などについては、インターネット等を活用して効率的に収集すること。また、調査対象国における制度情報収集・分析にあたっては、資料・文献が十分に整備されていない、あるいは法令・規定は存在しても施行されていないことも想定されることから、広く関係者から聞き取り調査を行い、その結果を分析に反映させること。

#### （4）マリ派遣中のODAアドバイザー及びJICAセネガル事務所出張者による情報の活用

2015年7月下旬より2年間、ODAアドバイザーとして、マリ外務・国際協力省に対し長期専門家が派遣されている。調査開始にあたっては、主管部であるセネガル事務所に加え、派遣中のODAアドバイザー専門家と十分に情報共有・調整を図ること。

#### （5）JICA職員等の現地調査への参加

調査の重要なポイント（現地調査開始時及び終了時等）でJICAセネガル事務所からの調査同行を予定している。同行が有用なものとなるよう、事前に役割分担を確認したうえで業務にあたること。

#### （6）マリ側関係機関との関係

本調査は、複数セクターにまたがることから、窓口をマリ外務・国際協力省とし、地方分権化省、教育省（技術職業教育局）、エネルギー・鉱山・水省（国家水利局）等、対象セクターの関係機関との協働の下を行う。

調査開始にあたり、これらマリ側関係機関に対し調査の概要を説明した上で、調査項目等に対するマリ側関係機関の意見等を聴取し、必要に応じて調査に反映すること。ただし、実施機関や関係省庁に案件実施の確約を期待させるような発言は控えること。

また、調査の中でパイロット事業（研修形式）を行うことを想定しているが、本パイロット事業の対象者の選定については、マリにおける他のJICA研修の形式に倣い、マリ外務・国際協力省を通じて各省と調整する形式をとる。

#### （7）国際社会及び他ドナーとの協調

今後の支援展開に際しては、マリ政府とこれまで一体的に復興に取り組んできた国際社会との緊密な連携及び協調が重要であることから、対象3セクターにおける他ドナーの動

向についても最新情報を収集すること。

#### (8) 援助実施能力

マリにおける援助実施に際しては、政府及び行政機関の限定的な実施能力に留意する必要があることから、調査及び具体的支援策の検討段階より同国のオーナーシップの醸成及び自助努力の後押しに努めること。

#### (9) 調査対象地域について

現地調査中の滞在先はバマコ市及びパイロット事業の連携可能性があるセネガル等の第三国とするものの、調査対象としてはマリ全国とする。特にマリ国内の地方に関する情報収集については、関係者をバマコ市に招集する等、工夫を講じて可能な限り具体的な情報を収集すること。

#### (10) 各セクター調査における留意点について

現在のマリにおける治安状況、これに伴う安全管理上の JICA 関係者のマリ国内への渡航の制約から、今後、マリ国内で実施可能な協力は限定的と考えられる。このため、具体的支援策の検討にあたっては、これまでの JICA のアフリカ諸国での支援実績を有効活用した第三国との連携可能性（広域協力）についても十分に検討すること。また、各セクターにおける留意点は以下のとおり。

##### ① ガバナンス分野

マリにおいては、教育や給水分野の政策立案・実施を中央行政機構（分散化組織）から地方自治体（分権化組織）へ移行させる地方分権化が危機以前より進展していたが、和平合意を受けて地方分権化が一層重要になっており、これら地方分権化の進捗状況及び実態につき重点的に調査すること。特に、2012 年以降、州（リージョン）を中心とした地方分権化に向けて、州議会の下で事業を推進する ADR（州開発機関）の設立、中央政府の出先機関の州議会傘下への配置、地方暫定行政機構の設立などが決定されている。さらに、2018 年までには国家予算の 30%を地方自治体に移管するとの政治的決定もなされており、地方分権化にかかる動きが加速している。このため、行政機能の中核機能を果たす中央省庁にて調査を行うと共に、地方分権化の現況をより具体的に把握するため、各州における地方自治体の機能状況について、遠隔ながら可能な限り具体的に把握すること。

また、地方自治体の実際のキャパシティと機能状況の把握においては、以下③地方給水分野におけるパイロット事業を十分に活用すること。

司法分野については、マリにおける司法のシステム概要に加え、警察との関係について重点的に調査すること。また、帰国研修員等のリソースを最大限活用すること。

治安及び警察分野においては、(4) にて言及したODA アドバイザーにより、マリ警察、UNPOL（国連PKOミッショニ内警察部門）、EUCAP SAHEL Mali（EU共通安全保障・防衛政策（CSDP）

の下派遣されている警察訓練部隊)と共同で、バマコ市内の全16警察署内の人材に対し、治安維持の基本原則の理解を図ることを目的とした警察研修が実施(2017年4月)されてきている。については、本研修に関する参考情報及び教訓についても、同専門家及び研修実施関係者より情報収集すること。

### ② 職業訓練分野

セクター全体の概況、特に教育省管轄の職業訓練の概況及び ECICA 現状に調査し、協力ニーズの見極めを行うことに重点を置くこと。また、各職業訓練機関の指導員を対象としたパイロット事業(研修)を通じて職業訓練のニーズを具体的に把握することとする。

教育省管轄の公立の職業訓練施設としては、バマコ市内の産業商業総務中央学校(ECICA)が中核的役割を担い、その他には小規模なセンターが全国に 25 か所運営されている。本調査においては、これら公立職業訓練施設における現況について重点的に調べること。なお、民間の訓練センターについてもマリ国内に約 600 施設存在しており、同セクターにおいては民間セクターが担ってきた役割も大きいことから、公立機関が今後より良い役割を果たすための参考情報収集として、これらの概要についても調査を行うこととする。

また、当該セクターに関しては、配布資料「JICA セネガル事務所による職業訓練分野にかかる収集情報資料出張時報告書」を事前参考情報とすること。

### ③ 地方給水分野

地方分権化が進められていることから、特に地方行政における給水分野に対する権限や維持管理状況、リハビリテーションの責任の所在や実態について調査し、加えて、エネルギー・鉱山・水省国家水利局等の行政機関に加え、各州の国家水利局地方支部及び維持管理に関する関係機関(民間会社や水管組合、住民組織等等)の現況についても調査すること。特に、近年、日本が無償資金協力案件として地方給水塔建設を実施した実績があるカイ州、セグ一州、モプチ州、シカソ州については、無償資金協力実施後の施設活用における技術的課題についても重点的に調査することとする。ただし、当該分野においては、マリ側より支援ニーズが表明されているものの、安全管理上の渡航制約により、実際に地方給水施設が存在する地域に渡航することができない。このため、関係者をバマコ市等に呼び寄せてヒアリングを行う等、工夫した調査を行う必要がある点に留意すること。

また、当該分野については一般財政支援の枠組みが存在する等、ドナー協調が進み各種支援が行われていることに留意すること。他方、2015 年に実施された UNICEF の支援により、国家水利局が必要とする研修項目の調査及び洗い出しが既に実施されている(配布資料参照のこと)ものの、資金不足によりほぼ実施に至っておらず、進捗状況は芳しくないと情報もあるため、現況を調査すること。

また、当該分野における近年の日本の協力としては、2015 年度及び 2016 年度外務省補正予算案件として、ガオ州の主要都市であるガオ及びアンソンゴにおける水供給及び配水システム整備支援が実施中であり、本プロジェクト関係者からもヒアリング等を行うことと

する。

#### (11) 適切な具体的支援策を検討するためのパイロット事業実施について（職業訓練分野・地方給水分野）

今後、マリに対する適切な具体的支援策を検討するにあたっては、特にマリにおける人材の能力及び地方の現状の把握、さらに各種事業実施時の効果予測を適切に行う必要があることから、本調査内でこれらを目的としたパイロット事業（研修形式を想定）を実施することとする

具体的には、受注者は、職業訓練分野及び地方給水分野において、第1次調査期間で実施した調査を受けてパイロット事業案をJICAに提案し、JICAと協議の上、職業訓練分野については第1次及び第2次調査期間において、地方給水分野については第2次調査期間において、それぞれパイロット事業を実施することとする。その後、第3次調査期間において、実施したパイロット事業の結果を受けて、今後の具体的支援策の検討を行うこととする。ただし、何らかの理由により、前述の調査期間以外の時期にパイロット事業を実施すべきと判断した場合は、JICAとの協議を通じて、それぞれ調査期間中に実施することも可とする。

対象人材の能力の把握及び将来の事業実施時の効果予測を適切に行う必要があることから、職業訓練分野及び地方給水分野について、それぞれ以下の規模のパイロット事業を行うことを想定している。ただし、より効果的と思われる構成が考えられる場合には、プロポーザルにて提案すること。

- ・職業訓練分野：職業訓練校指導員等 25人×25日×2回（第1次及び第2次調査期間中）
- ・地方給水分野：国家水利局及び地方支部職員等 25人×10日×2回（第2次調査期間中）

なお、各セクターにおけるパイロット事業の実施機関として考えられる機関は次のとおり。

##### ① 職業訓練分野

本分野で想定される実施機関としては、1980年代に日本の無償資金協力により建設されたセネガル・日本職業訓練センター（CFPT）が有力と考えられる。日本は、同校を、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）において支援を表明した「TICAD 産業人材育成センター」と位置づけており、今後アフリカの産業人材育成に貢献していくことが期待される機関である。現在も、技術協力プロジェクト「セネガル日本職業訓練センター組織能力改善プロジェクト」による支援が実施され機能強化が図られていると共に、第三国研修「アフリカ諸国向け職業訓練コース（フェーズ4）」の実施機関でもあり、アフリカにおける産業人材育成において重要な役割を担っている。パイロット事業の実施にあたっては、これら既存の研修メニュー や CFPT のノウハウを活用し、マリの職業訓練校指導員のニーズに適したものとすること。

##### ② 地方給水分野

本分野で想定される実施機関としては、配布資料「国家水利局研修ニーズ調査報告書」を参考とすることに加え、これまでのJICAの協力実績がありパイロット事業実施機関としての能力もあると考えられるモロッコにおける関係機関（例としては、これまで無償資金協力により支援した実績があるアガディール地方のスース・マッサ流域水利公社）等が考えられ、これらの情報を元に適切な実施機関について国家水利局と共に検討すること。またパイロット事業における研修内容については、「国家水利局研修ニーズ調査報告書」にあげられているニーズについて実施機関のノウハウとも十分に調整を図った上で実施すること。

#### （12）計画内容の確認プロセス

本調査では、今後の支援の方向性及び新規案件のアイデアの検討を行うことを目的としているため、支援の方向性の策定に当たっては、調査の過程で隨時JICAセネガル事務所（事務所が必要と判断する際にはJICA内関係部署（アフリカ部、人間開発部、地球環境部、社会基盤・平和構築部等）と協議すること。

なお、特に以下の①～③の段階においては、JICAセネガル事務所がJICA内関係部署と共に実施する会議に参加し、各項目について説明や報告等を行うこととする。

##### ① インセプション・レポート作成時

分析の項目・レベルや関係資料についてJICAと十分に協議・確認する。

##### ② 現地調査終了時

現地調査終了後、現地調査結果概要につき説明・協議する。現地調査結果概要については、JICAセネガル事務所に報告を行うこと。

##### ③ 各種報告書作成時

ドラフト段階より、報告書の内容、分析結果の記載内容等について、JICAと十分に協議・確認する。

#### （13）具体的支援策の提言に関する留意点

##### ① マリにおける政策との整合性をとること。

② マリにおけるJICAの協力実績も踏まえた現実的かつ効果的な協力の方向性を提案することとし、具体的支援策については他国におけるJICA事業及び他ドナー事業との連携も検討すること。

③ 個別案件のアイデアについては、次の項目を含めて検討すること。その際、個別案件に関する実施機関の意向については必ず協議、確認しておくものとする。

- ・プロジェクト名称(仮称)
- ・プロジェクトの実施機関
- ・プロジェクト概要(目的、期待される成果、投入内容等)
- ・プロジェクトの概算経費

- ・プロジェクトに係るリスク（法律上の制約等）  
ただし、本調査内では具体的支援策はアイデア段階であることから、その内容について関係省庁や実施機関に案件実施を期待させるような発言は控えること。

## 5. 調査の内容

### （1）第1次調査期間（2017年7月下旬～10月）

#### ① 第1次国内準備作業

##### i) インセプション・レポート（日・仏）及び質問票（日・仏）の作成

文献調査を行い、本調査の全体像を把握したうえで、調査全体の方針、方法、調査項目を検討し、調査計画を策定する。本作業結果は、対処方針会議（TV会議）にてJICAセネガル事務所及び関係部署と共有し協議する。受注者は、協議結果を受けてインセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼等）及びマリ側関係機関への質問票を作成するとともに、現地調査に必要な準備を行う。なお、質問票については、JICAセネガル事務所経由で送付することとする。

#### ② 第1次現地調査

##### i) インセプション・レポートの説明

現地調査冒頭において、インセプション・レポートの内容（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等）をマリ側関係機関に説明し、先方による理解の確認、情報提供及び便宜供与に係る依頼を行う。

##### ii) 質問票の回収・分析

質問票を関連機関から回収し、回答内容の分析を行う。

##### iii) 関連機関への訪問・インタビュー・分析

関連機関への訪問・インタビューを通じ、別紙1の調査項目（案）を基本としつつ、別紙2の報告書構成案を参考にしてより詳細な情報収集を行い、現況を分析する。

##### iv) パイロット事業計画案策定

調査結果をもとに、パイロット事業計画案の策定を行う。計画段階より、JICAセネガル事務所及びマリ側関係機関との情報共有及び方向性のすりあわせを行うこととする。

##### v) パイロット事業（職業訓練分野）実施

職業訓練分野のパイロット事業の実施機関としてはCFPTが想定されるが、同機関においてパイロット事業を実施するには同機関の講師のアベイラビリティが高い夏期休暇中（7月～9月）が望ましい。については、当該分野については第一回パイロット事業を第一次調査期間中に実施することを想定する。

##### ア) パイロット事業の説明

JICAセネガル事務所と確認したパイロット事業の実施計画について、マリ側関係

機関に説明し内容について了解を得る。

イ) パイロット事業の準備

必要に応じ、研修実施機関の所在する第三国に渡航したうえでパイロット事業内容を詰め、募集要項をとりまとめる。

ウ) パイロット事業の運営

先方実施窓口と協力し、対象者への連絡、講師手配、ロジスティックス手配、必要資機材購入等の準備を行ったうえで、パイロット事業を実施する。なお、パイロット事業の実施については、現地再委託を認めるが、現地再委託/特殊傭人雇用のどちらとするかは、セネガル事務所と協議の上決定すること。

エ) パイロット事業結果分析

パイロット事業結果をとりまとめた上で教訓を抽出し、具体的支援策の策定に活用できるよう分析を行う。

vi) JICA セネガル事務所への調査報告

現地調査期間中は進捗状況を定期的に（週 1 回を目途）セネガル事務所に報告するとともに、帰国前にセネガル事務所にて調査報告を行う。その際の報告事項は、別紙 2 に沿った内容とするが、パイロット事業に関しては、事業計画案を報告し、協議することとする。

### ③第 1 次現地調査後国内作業

i ) 中間報告書及びパイロット事業計画の作成・協議

第 1 次現地調査結果を踏まえ、中間報告書を作成し、調査状況について TV 会議を通じ JICA セネガル事務所及び関係部署に報告し、分析を深めると共に今後の調査計画について協議を行う。なお、中間報告書の内容は、別紙 2 に沿った内容、第 2 次調査期間の調査実施計画及びパイロット事業計画とする。

### （2）第 2 次調査期間（2017 年 11 月～12 月）

#### ①第 2 次国内準備作業

i ) 第 2 次現地調査及びパイロット事業実施計画の協議

現地調査及びパイロット事業について本邦より必要な準備を行う。

#### ②第 2 次現地調査

i ) 追加情報収集及び分析

第 1 次調査時に不足していた情報について追加収集・分析を行う。

ii ) パイロット事業実施（職業訓練分野・地方給水分野）

職業訓練分野については第二回パイロット事業、地方給水分野については第一回及び第二回パイロット事業を実施する。

ア) パイロット事業の説明

JICA セネガル事務所と確認したパイロット事業の実施計画について、マリ側関係機関に説明し内容について了解を得る。

イ) パイロット事業の準備

必要に応じ、研修実施機関の所在する第三国に渡航したうえでパイロット事業内容を詰め、募集要項をとりまとめる。

ウ) パイロット事業の運営

先方実施窓口と協力し、対象者への連絡、講師手配、ロジスティックス手配、必要資機材購入等の準備を行ったうえで、パイロット事業を実施する。なお、両パイロット事業の実施については、現地再委託を認めるが、現地再委託/特殊傭人雇用のどちらとするかは、セネガル事務所と協議の上決定すること。

エ) パイロット事業結果分析

パイロット事業結果をとりまとめた上で教訓を抽出し、具体的支援策の策定に活用できるよう分析を行う。

iii) JICA セネガル事務所への調査報告

現地調査期間中は進捗状況を定期的に（週 1 回を目途）セネガル事務所に報告するとともに、帰国前にセネガル事務所にて調査報告を行う。その際の報告事項は、別紙 2 に沿った内容とする。

③第 2 次現地調査後国内作業

i ) 中間報告書の作成・協議

第 2 次現地調査結果を踏まえ、中間報告書を作成し、調査状況について TV 会議を通じ JICA セネガル事務所及び関係部署に報告し、分析を深めると共に今後の調査計画について協議を行う。なお、中間報告書の目次は、別紙 2 に沿った内容および第 3 次調査期間の調査実施計画とする。

(3) 第 3 次調査期間（2018 年 1 月～2 月）

①第 3 次国内準備作業

現地調査について本邦より必要な準備を行う。

②第 3 次現地調査

i ) 追加情報収集及び分析

第 2 次調査時に不足していた情報について追加収集・分析を行う。

ii ) 具体的支援策の検討・協議

これまでの調査結果及びパイロット事業実施結果の整理・分析を行った上で、これらに基づき具体的支援策を検討・協議する。なお、検討開始段階より、JICA セネガル事務所との情報共有及び方向性のすりあわせを入念に行うこととする。

iii) 現地調査報告書の作成

一連の調査に基づき、現地調査報告書を作成する。その際、以下 2 点に留意する。

ア) マリ側関係機関への現地調査報告書の説明・協議

マリ側関係機関に対して現地調査報告書を説明し、同内容についてのコメントを得ることとする。特に新規個別案件として提案する案件の実施機関については、外務省・管轄省庁・実施機関等、関係各所の意見を十分に聴取する。

イ) ファイナル・レポート作成方針についての協議

上記、(ア) の協議結果を踏まえ、ファイナル・レポートの作成方針について JICA と協議を行う。

iv) JICA セネガル事務所への調査報告

現地調査期間中は進捗状況を定期的に（週 1 回を目途）セネガル事務所に報告するとともに、帰国前にセネガル事務所にて調査報告を行う。その際の報告事項は、別紙 2 に沿った内容とする。

③第 3 次調査帰国後整理期間

i) ファイナル・レポート(案)の作成

一連の調査結果を踏まえ、ファイナル・レポート(案)を作成する。

ii) 最終報告会の実施

ファイナル・レポート(案)を基に JICA セネガル事務所及び関係部署に対し最終報告会を実施し、関係者からコメントを取り付ける。

iii) ファイナル・レポートの作成及び提出

上記 ii) のコメントを反映した上でファイナル・レポートを作成し、JICA に提出する。なお、ファイナルレポートの電子データについては、JICA セネガル事務所に直接送付し、製本版及び CD-R については JICA アフリカ部に提出する。

(4) 成果品等

①成果品

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(工) を成果品とする。なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方関係機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。また、各報告書等については、併せて電子データも提出すること。

i) 業務計画書：和文 4 部

ii) インセプション・レポート：和文 5 部、仏文 5 部

iii) 中間報告書：和文 5 部、仏文 5 部

iv) ファイナル・レポート(製本)：和文 5 部、仏文 5 部、CD-R 5 部

なお、業務計画書は共通仕様書第 6 条に規定する業務計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

また、仏文報告書は国際的に通用する仏文で作成し、提出前に当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。また、報告書類の印刷、電子化(CD-R)は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年10月)」を参照すること。

特に記載のないものは全て簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照すること。

## ②収集資料

業務時に収集した資料、及びデータは分野別に整理しリストを付した上で JICA セネガル事務所に提出する。

## ③議事録等

本調査に関する現地及び国内での協議概要は議事録としてとりまとめ、JICA セネガル事務所に速やかに提出する。

# 第3 業務実施上の条件

## (1) 業務工程計画

2017年7月下旬～10月に第1次調査、2017年11月～12月に第2次調査、2018年1月～2月に第3次調査を実施することを想定しているが、より効果的な方法が考えられる場合にはプロポーザルにて提案すること。また、各団員毎に異なる調査期間を設定することも可とする

第1次及び第2次調査期間については中間報告書を、第3次調査期間についてはファイナルレポートを、それぞれ各次調査期間終了時までに提出すること。中間報告書については第1次調査期間及び第2次調査期間終了時の提出を想定しているが、より効果的な提出時期が考えられる場合にはプロポーザルにて提案すること。ただし、調査期間中に2回の提出を条件とする。

## (2) 業務量の目途と業務従事者の構成

① 調査人月：約 17.3M/M

② 業務従事者の構成

総括／ガバナンス (5.30MM) (2号)

職業訓練/研修計画運営 (6.50MM) (3号)

地方給水/研修計画運営 (5.50MM) (3号)

なお、調査人月及び業務従事者の構成は上記を想定しているが、別紙1の調査項目をカバーする業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節

減の工夫をプロポーザルにて提案すること。

(3) 対象国の便宜供与

JICAからは、受注者の提案に基づき、現地調査冒頭に実施する各種関係機関との最初の協議に係るアポイントメントの取り付けを行う。

(4) 配布資料

- ・経済再生及び持続的開発のための戦略的枠組み (Cadre Stratégique pour la Relance Economique et le Développement Durable, CREDD, 2016–2018)
- ・ODA アドバイザ定期報告書及び関連する作成資料
- ・JICA セネガル事務所による職業訓練分野にかかる収集情報資料出張時報告書
- ・国家水利局研修ニーズ調査報告書 (Elaboration d'un plan de formation pour la Direction Nationale de l'Hydraulique et ses services déconcentrés)

上記配布資料に加え、JICA 図書館にて、無償資金協力による地方給水分野支援案件報告書(マリ南部地域飲料水供給計画基本設計調査報告書、カイ・セグー・モブチ地域給水計画基本設計調査報告書)が閲覧可能であるため、適宜参照すること。

(5) 現地再委託

パイロット事業の実施において、適宜ローカルコンサルタントの傭上を行うことを可とする。本再委託にかかる費用については、42,400 千円として計上すること。

(6) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、在外公館及び JICA セネガル事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、JICA セネガル事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA セネガル事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

(7) その他留意事項

① 通訳

現地通訳(英↔仏)の傭上を認めるが、本見積もりに含めて計上すること。  
なお、業務従事者は仏語ができることが望ましい。

## ② 車輌

本調査に必要な車輌について、JICA セネガル事務所からの提供・貸与は行わない。レンタカーの借上げとする。

## ③ 不正腐敗の防止

本業務にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。尚、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

### 別紙1 調査項目(案)

#### (1) 3セクターの国家計画・政策概要

- ・「アルジェ包括的和平協議にかかる和平・和解合意」との関係性
- ・国家開発計画（CREDD）における位置づけ
- ・関連する政策・戦略及び実施状況
- ・関連する法律・制度及び実施状況
- ・関連する予算状況
- ・関係する歴史的背景

#### (2) ガバナンス分野

##### (ア) 司法部門

- ・司法機関の組織概要（組織体制、要員の配置状況）
  - ・司法官の教育計画及び制度
  - ・司法官の人事制度
- (イ) 治安部門
- ・治安改革機関概要
  - ・武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）の現状（特に警察への統合部分）
- (ウ) 警察部門
- ・国家警察の組織概要（組織体制、要員の配置状況（特に地方））
  - ・警察官の教育計画及び制度
  - ・警察官の人事制度等

##### (エ) 地方分権化の現況

- ・法令上の位置づけ
- ・関連する政策及び制度
- ・進捗状況（特に自治体に対する権限移譲や国家予算の移管、人員配置の実情等）及び課題
- ・地方自治体及び各省の分散化組織との役割分担

- ・地方自治体の事業内容・規模・人材配置状況・能力等の具体的情報

(才) 共通

- ・各種統計資料の収集及び分析
- ・主要課題の特定及び分析
- ・支援ニーズの抽出及び分析
- ・他国ドナー・国際機関・NGO等の支援状況及び今後の動向
- ・具体的支援策案

(3) 職業訓練分野

- ・教育セクター、若年雇用促進セクター、ポストコンフリクト地域支援における職業技術訓練開発の位置づけ
- ・関連省庁の所管業務及び職業訓練機関との関係性
- ・公立職業訓練機関の現況
- ・公立職業訓練機関の指導員に係る制度と現況（育成・教育制度、任命制度・人事制度、能力開発状況など）
- ・職業技能資格制度の規定と運用状況
- ・公立職業訓練機関運営の地方分権化に係る制度と現況
- ・民間セクターが運営する職業訓練機関の現況
- ・マイクロファイナンスの現状分析
- ・今後ニーズの高まりが想定される訓練技術分野の整理
- ・セネガルCFPTの協力実績・成果・課題・連携可能性の整理
- ・各種統計資料の収集及び分析
- ・主要課題の特定及び分析
- ・支援ニーズの抽出及び分析
- ・他国ドナー・国際機関・NGO等の支援状況及び今後の動向
- ・具体的支援策案

(4) 地方給水分野

- ・関連省庁の所管業務及び給水施設運営・維持管理における役割
- ・関連機関の所管業務及び給水施設運営・維持管理における役割
- ・地方給水施設の現況
- ・地方給水に係る技術者の育成・教育制度
- ・地方給水に係る技術者の人事制度
- ・地方給水に係る技術者の能力開発状況
- ・実施可能な第三国研修等にかかる調査
- ・各種統計資料の収集及び分析

- ・主要課題の特定及び分析
- ・支援ニーズの抽出及び分析
- ・他国ドナー・国際機関・NGO等の支援状況及び今後の動向
- ・具体的支援策案

(注) 上記調査項目(案)をふまえて、関係部署と協議の上必要に応じて調整する。

## 別紙2 報告書目次(案)

### 第1章 調査対象セクターに関する国家計画・政策の概要

- 1.1 国家計画・政策概要及び歴史的背景
- 1.2 各国家計画・製作の「アルジェ包括的和平協議にかかる和平・和解合意」との関係性
- 1.3 各国家計画・製作の国家開発計画（CREDD）における位置づけ

### 第2章 ガバナンス分野

- 2.1 ガバナンス分野概要
  - 2.1.1 製作・戦略・制度及び運用状況
  - 2.1.2 組織概要
  - 2.1.3 予算状況
- 2.2 司法部門
  - 2.2.1 司法関連機関の組織体制及び人員配置
  - 2.2.2 司法官の教育計画・制度及び実施上起用
  - 2.2.3 司法官の人事制度
- 2.3 治安部門
  - 2.3.1 治安改革機関の組織体制及び人員配置
  - 2.3.2 武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）の現状
- 2.4 警察部門
  - 2.4.1 国家警察の組織体制及び人員配置
  - 2.4.2 警察官の教育計画及び制度
  - 2.4.3 警察官の人事制度
- 2.5 地方分権化の現況
  - 2.5.1 法令上の位置づけ
  - 2.5.2 政策・予算・制度
  - 2.5.3 地方分権化にかかる組織体制及び人員配置
  - 2.5.4 地方自治体及び各省の分散化組織の役割
  - 2.5.5 地方分権化の進捗状況及び課題
- 2.6 ガバナンス分野の主要課題及び支援策の検討

- 2.6.1 主要課題及びニーズ
- 2.6.2 他ドナー・国際機関・NGO等の支援状況及び今後の動向
- 2.6.3 具体的支援策

### 第3章 職業訓練分野

- 3.1 職業訓練分野概要
  - 3.1.1 政策・戦略・制度及び運用状況
  - 3.1.2 関連省庁及び職業訓練機関の組織概要及び関係性
  - 3.1.3 予算状況
- 3.2 職業訓練機関概要
  - 3.2.1 公立職業訓練機関の組織体制
  - 3.2.2 公立職業訓練機関運営の地方分権化との関係性及び現況
  - 3.2.3 公立職業訓練機関の指導員にかかる制度
  - 3.2.4 公立訓練機関の指導員の能力開発状況
  - 3.2.5 民間セクターが運営する職業訓練機関及び指導員の概要
- 3.3 職業訓練分野を取り巻く状況
  - 3.3.1 マイクロファイナンスの現状分析
  - 3.3.2 今後ニーズの高まりが想定される訓練技術分野
  - 3.3.3 セネガル CFPT 等他との連携可能性
- 3.4 パイロット事業報告
  - 3.4.1 事業概要
  - 3.4.2 成果
  - 3.4.3 考察及び教訓
- 3.5 職業訓練分野の主要課題及び支援策
  - 3.5.1 主要課題及び支援ニーズ
  - 3.5.2 他ドナー・国際機関・NGO等の支援状況及び今後の動向
  - 3.5.3 具体的支援策

### 第4章 地方給水分野

- 4.1 地方給水分野概要
  - 4.1.1 政策・戦略・制度及び運用状況
  - 4.1.2 関連省庁・関連機関・関連施設の組織概要及び役割

#### 4. 1. 3 予算状況

#### 4. 2 地方給水分野人材

##### 4. 2. 1 地方給水施設運営・維持管理に係る人材の育成・教育制度

##### 4. 2. 2 地方給水に係る人材の人事制度

##### 4. 2. 3 地方給水に係る技術者の能力開発状況

##### 4. 2. 4 地方給水分野人材育成における協力の連携可能性（マリ国内・第三国）

#### 4. 3 パイロット事業報告

##### 4. 3. 1 事業概要

##### 4. 3. 2 成果

##### 4. 3. 3 考察及び教訓

#### 4. 4 地方給水分野の主要課題及び支援策の検討

##### 4. 4. 1 主要課題及び支援ニーズ

##### 4. 4. 2 他 ドナー・国際機関・NGO 等の支援状況及び今後の動向

##### 4. 4. 3 具体的支援策

#### 別添資料

調査団員リスト

調査日程

主要面談者リスト

主要面談記録

パイロット事業参加者リスト

パイロット事業写真

収集資料リスト